

高根沢町環境基本計画 2016

後期計画（2021～2025） （案）



高根沢町ごみ減量化・リサイクル推進に関するポスターコンクール

令和2（2020）年度 小学校低学年の部 最優秀賞作品

令和3（2021）年 月

高根沢町

目 次

第1章 後期計画について

- 1 はじめに p.2
- 2 計画の位置づけ p.4
- 3 計画の期間 p.5
- 4 計画の対象 p.5
- 5 目指す環境の姿 p.6
- 6 町民・事業者・町の役割 p.6
- 7 前期計画の成果と課題 p.7

第2章 計画実現への取組

- SDGs・ゼロカーボンシティと環境基本計画 p.12
- 1 快適な居住環境の確保～美しく住みやすいまちづくり
 - (1) 自然との共生・生物多様性の保全 p.13
 - (2) 住みやすい居住環境の整備 p.14
 - (3) 取組の実現目標 p.16
- 2 循環型社会の形成～ごみを出さない暮らし方の提案
 - (1) ごみを出さない暮らし方の提案 p.17
 - (2) ごみの減量とリサイクル p.19
 - (3) 取組の実現目標 p.22
- 3 地球環境への貢献～ゼロカーボンシティの実現にむけて
 - (1) 省エネルギーと再生エネルギーの活用 p.23
 - (2) 気候変動対策 p.24
 - (3) 取組の実現目標 p.26
- 4 人材育成とパートナーシップ～人と環境にやさしく思いやりのあるまちづくり
 - (1) 環境教育・学習機会の充実 p.27
 - (2) 環境保全活動の支援と情報提供 p.28
 - (3) 取組の実現目標 p.30

第3章 計画の推進と検証

- 1 ふるさとづくり委員会 p.32
- 2 計画の推進 p.32
- 3 取組の検証 p.32

第4章 資料編

- 1 高根沢町環境基本計画策定経過 p.34
- 2 高根沢町ふるさとづくり委員会委員名簿 p.35
- 3 各取組と関連する分野別計画 p.36
- 4 町の環境年表 p.37
- 5 ごみの分別と処理工程 p.38
- 6 ごみ排出量の推移 p.39
- 7 高根沢町環境基本条例及び施行規則 p.40
- 8 高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例及び施行規則 p.43

第1章 後期計画について

- 1 はじめに
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 目指す環境の姿
- 6 町民・事業者・町の役割
- 7 前期計画の成果と課題

1 はじめに

私たちは、地球の豊かな自然の恩恵を受けて生命を育てて生活を営み、発展を遂げてきました。しかし今、私たちが暮らす地球は、気候変動をはじめとする様々な環境問題を抱えています。地球規模で起きている環境問題の多くは、私たちが物の豊かさや利便性を追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を重ねて、地球に大きな負荷をかけてきたことが要因となっています。

地球環境問題の解決のため、国際社会では 2015 年に「持続可能な開発目標 (SDGs)」が国連で採択されました。経済・社会・環境のバランスの取れた社会を 2030 年までに実現するための、17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (達成基準) を掲げています。

また、気候変動対策として、気候変動条約国会議 (COP21) では温室効果ガス排出削減のための国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

わが国では、2011 年に東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生したほか、近年は気候変動による台風被害・水害が多発しており、自然災害に対する国土強靱化と脱炭素社会の実現が急務となっています。国の第 5 次環境基本計画では、持続可能な循環型社会の実現を目標に掲げており、国の政策も 2050 年の脱炭素 (ゼロカーボン) 社会の実現を目指して、大きく舵を切っています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、「新しい生活様式」が提案され、私たちのライフスタイルは大きく変化しています。

本町では、町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画」を策定し、「くらし高まる たかねざわ」を合言葉にまちづくりを進めています。

環境分野では、2006 年 6 月「高根沢町環境基本条例」を制定し、その基本理念に基づく環境保全に関する基本的かつ総合的な計画として、2007 年 3 月に「高根沢町環境基本計画 (第 1 次)」を策定しました。

第 2 次計画は、「高根沢町地域経営計画 2016」の基本構想を踏まえて 2016 年 3 月に策定し、2016 年度からの 10 年間を計画期間として課題に取り組んできました。

今回の改訂は、計画期間の前期 5 年間の成果と課題を検証し、めまぐるしく変化する社会情勢や環境情勢に的確に対応して、より効果的な取組を展開するために実施するものです。

改訂後の後期計画では、SDGs やゼロカーボンシティの実現を見据え、将来にわたって健康で快適な生活を営むことができる、地球環境に貢献できるまちづくりの取組を進めます。

高根沢町環境基本条例の基本理念

(ふるさとづくりの基本的な考え方)

第3条 私たちと町は、次のとおりふるさとづくりを進めていきます。

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持していきます。
- (2) 常に環境への負荷を軽くするための努力をします。
- (3) 環境への負荷を発見したときは、その原因を調べ、改善するための努力をします。
- (4) あらゆる分野でごみを資源として考え、できる限り出さないように努め、出したものについては循環させていきます。循環させることができないごみは、適正に処理を行います。
- (5) 自ら考え、行動した結果を子どもたちに伝えていきます。

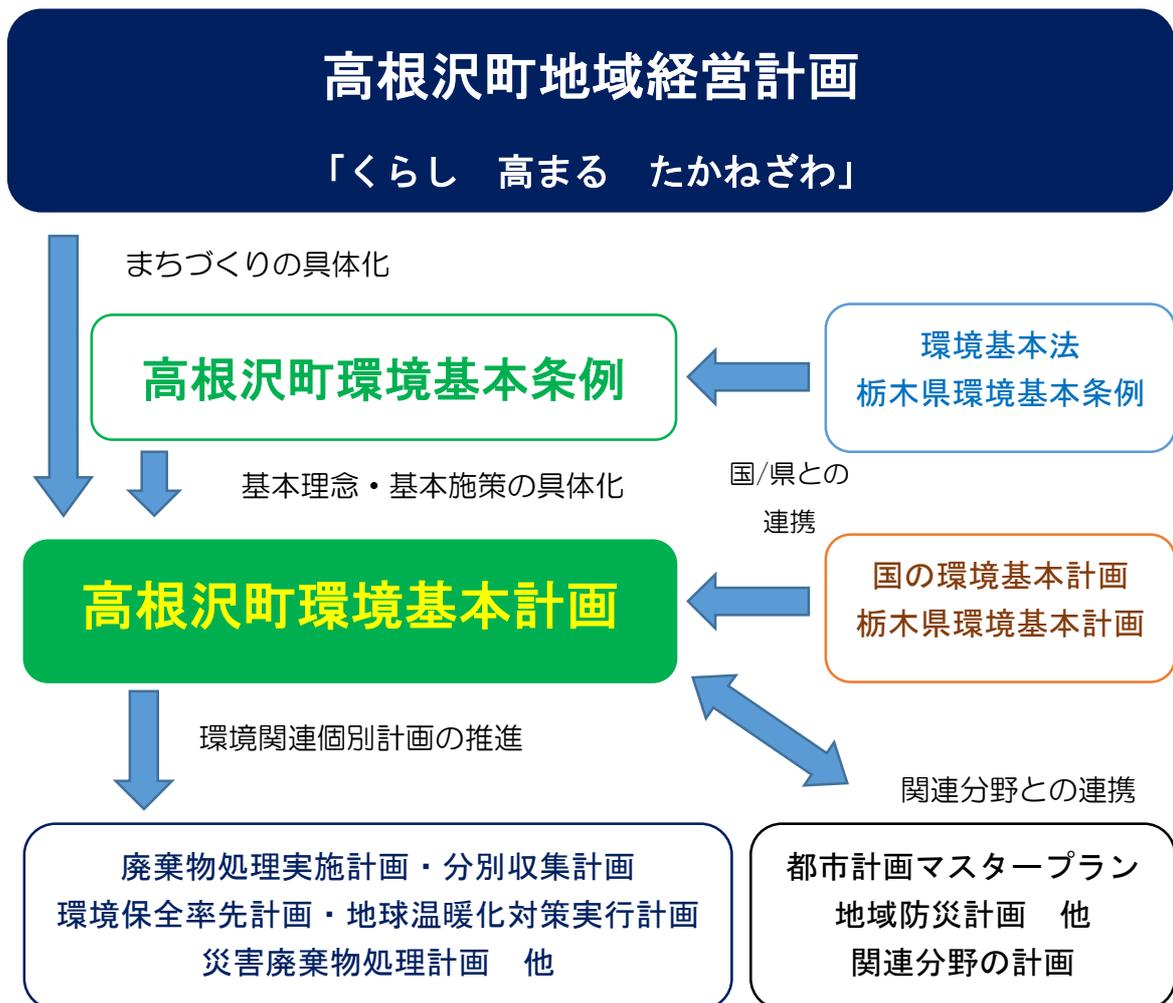
環境関連目標・計画（国際社会～国～県）

| 国際社会 | 国 |
|---|--|
| ○持続可能な開発目標（SDGs） 2015年9月国連採択 2030年までに「持続可能な社会」を実現 ○パリ協定（京都議定書の後を継ぐ協定） 2015年12月COP21採択 「今世紀後半温室効果ガス排出量実質ゼロ」 | ○第五次環境基本計画 2018年4月17日閣議決定 「持続可能な循環共生型の社会実現」 ○脱炭素社会の実現 2020年11月首相所信表明 「2050カーボンニュートラル宣言」 |
| 県 | 町 |
| ○栃木県環境基本計画 2021年3月策定 「守り・育て・活かす環境立県とちぎ」 ○プラスチック資源循環推進条例 2020年3月施行 | ○高根沢町環境基本計画 第1次計画 2007年3月策定 第2次計画 2016年3月策定 後期計画：2021年10月改訂 |

2 計画の位置づけ

本町のまちづくりは、「高根沢町地域経営計画」を最上位計画として、「希望の持てるまちを、後世に引き継いでいく」を基本理念に、「くらし 高まる たかねざわ」をキャッチフレーズに掲げて施策を進めています。

「高根沢町環境基本計画」は、まちづくりにおける環境分野の総合計画として位置づけ、国や県の環境基本計画を踏まえながら、関連分野の計画や環境関連の個別計画と一体的に取り組を進めます。



3 計画の期間

計画の期間は上位計画である「地域経営計画」と合わせ、令和3（2021）年10月から令和8（2026）年3月までを計画の期間とします。



4 計画の対象

環境基本計画の対象とする地域は、高根沢町全域とします。

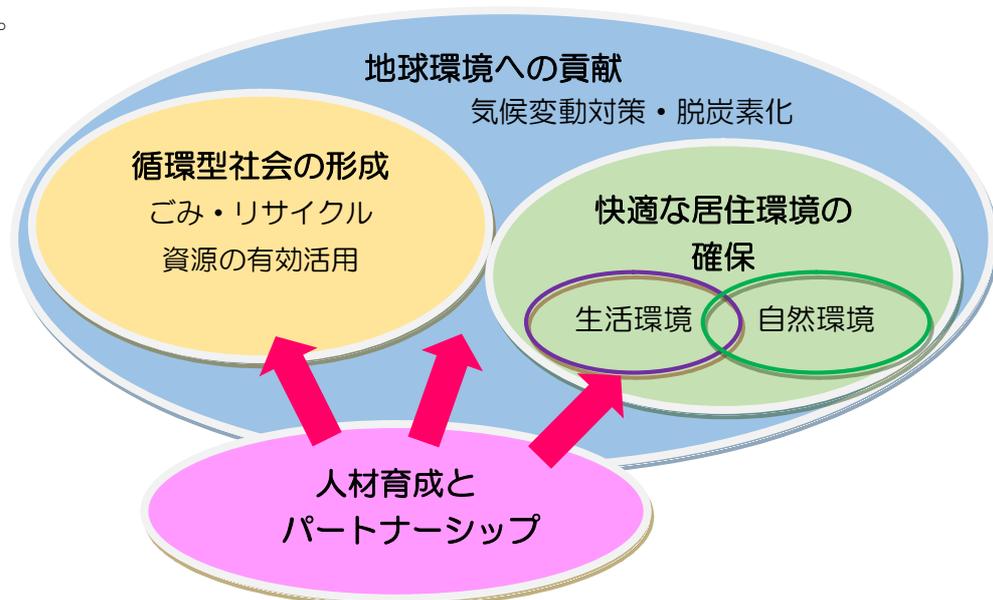
また、この計画の対象とする環境の範囲は次のとおりです。

「快適な居住環境の確保」・・・農地や里山、生物多様性などの自然環境
景観、大気・水、市街地整備などの生活環境

「循環型社会の形成」・・・ごみや資源のリサイクル、資源の有効利用

「地球環境への貢献」・・・温室効果ガス削減、脱炭素化、気候変動対策

このほか、計画の実現には人材が欠かせないため、「人材育成とパートナーシップ」も含めます。



5 目指す環境の姿

環境への取組を進め、令和7（2025）年度までに実現を目指す環境の姿は次の3点です。

1 快適な居住環境の確保

・「自分たちの地域は自分たちできれいにする」意識が高まり、美化活動や環境保全活動が積極的に行われている。

2 循環型社会の形成

・ものを大切にせずムダを減らす「ごみを出さない暮らし方」が定着し、ごみの減量・リサイクルと資源の循環が進んでいる。

3 地球環境への貢献

・地球温暖化・気候変動対策として、町全体で省エネ、再生エネルギー活用、脱炭素化に取り組んでいる。

6 町民・事業者・町の役割

持続可能な環境保全の実現には、町民・事業者・町の各主体が自らの役割を理解して積極的に取り組むことが大切です。

町民の役割

自らの生活が環境と深くかかわっていることを認識し、日常生活で環境に配慮した行動を心掛けるとともに、地域の環境保全活動に取り組みます。

町が実施する環境の保全及び修復に関する施策に積極的に参加します。

事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境汚染の未然防止と環境負荷の低減に自主的に取り組みます。

地域を構成する一員として、地域の環境保全活動への参加に努めます。

町が実施する環境の保全及び修復に関する施策に積極的に参加します。

持続可能な環境を
実現するための
(パートナーシップ)
協働

町の役割

町民、事業者の意見を取り入れながら、環境の保全及び修復に関する総合的、計画的な施策を策定し、責任を持って取り組みます。

自らすすんで環境に配慮した行動を実践します。

町民、事業者、環境活動団体などの自主的な取組を積極的に支援します。

7 前期計画の成果と課題

平成 28 (2016) 年から令和 2 (2020) 年までの前期計画では、望ましい環境像「自然の中で子どもが元気に遊べるまち ふるさと高根沢」と 3 つの基本目標、11 項目の環境目標を掲げ、実現を目指して施策に取り組みました。

居住環境に関する施策では、公共下水道の整備や区画整理事業などの市街地整備が進みましたが、屋敷林や平地林が減少しました。

ごみやリサイクルに関する施策では、土づくりセンターの稼働停止によって生ごみ分別収集を終了したため、可燃ごみの排出量が増加しました。

地球環境に関する施策では、省エネルギーの啓発をするにとどまりました。地球温暖化・気候変動への対策が急務となっています。

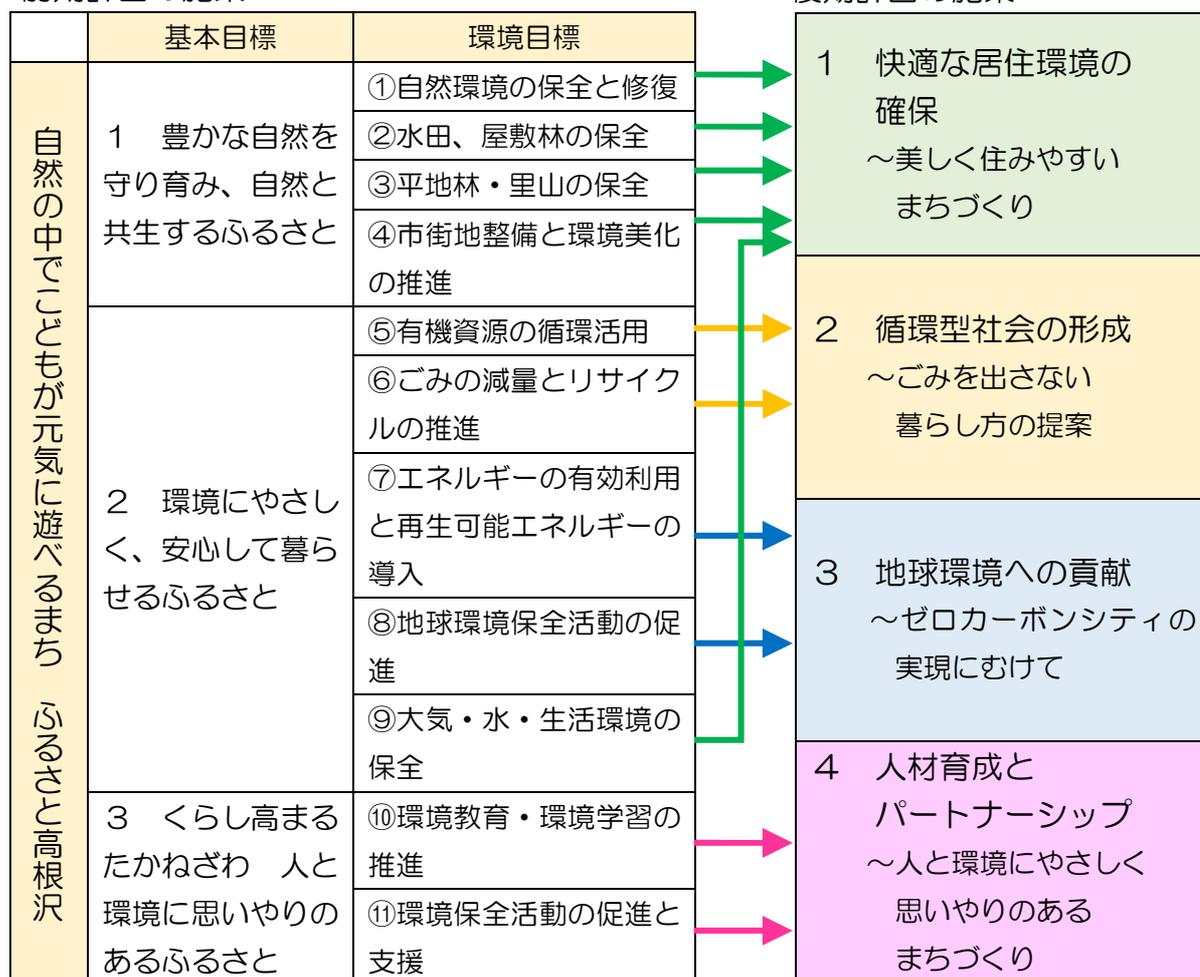
環境教育や人材育成については、学習・体験の内容や参加者が固定化する傾向にあり、見直しが必要な時期が来ています。また、環境情報の発信が不足して、広く周知できていませんでした。

後期計画の策定にあたり、前期計画策定後の環境や社会情勢の変化、SDGs の考え方を盛り込んで施策の整理と体系の見直しを行い、成果と課題をまとめました。

●施策の組立

前期計画の施策

後期計画の施策



●前期計画の主な成果と後期計画に引き継ぐ課題

| (1)「快適な居住環境の確保」に関する成果と課題 | |
|--|---|
| 取組内容 | 主な成果 |
| 森林・里山保全活動 | 下草刈りや間伐など、森林や里山を整備して保全する活動に必要な資材を提供して支援しました。 |
| 外来生物対策 | 生物多様性と固有の在来種を守るため、外来種の駆除などの対策を行いました。 |
| 良好な景観の維持 | 自然と共生する美しい景観を維持するために、ガイドラインによる指導・助言を行いました。 |
| 不法投棄・ポイ捨て対策 | 美化キャンペーンや環境パトロールなどの美化活動を実施しました。 |
| 公共下水道の整備 | 整備率の向上を目指し、ストックマネジメント計画に基づく整備を進めました。 |
| 犬猫の正しい飼養 | 狂犬病注射の接種率を向上するため啓発を行いました。 また、犬及び猫の不妊・去勢手術を行った飼主に補助金を交付し、無秩序な繁殖を防止しました。 |
| 課題 | |
| <p>○町の自然環境の現状を把握する「自然環境基礎調査」を実施してから 10 年以上経過しているため、追跡調査を実施する必要があります。</p> <p>○宅地化や開発が進み、農地や里山が減少しています。自然を守りながら快適に暮らす「自然と共生する」まちづくりが求められています。</p> <p>○ごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶たない状況です。環境美化に関する啓発を強化するとともに、美化活動を促進する必要があります。</p> <p>○犬のふん害や鳴き声、空き地の草の繁茂などの近隣公害が増加しています。お互いが気持ちよく生活するための意識の高揚と対策が必要です。</p> | |



里山保全活動

犬の鑑札と狂犬病予防注射済票



| (2) 「循環型社会の形成」に関する成果と課題 | |
|--|--|
| 取組内容 | 主な成果 |
| 容器包装プラスチック分別回収 | 可燃ごみの減量とリサイクルの促進のため、令和2（2020）年度から全町で容器包装プラスチックのステーション回収を開始しました。 |
| 分別回収品目の増加 | 使用済み小型家電や充電式電池、スマートフォンなどの拠点回収を開始し、リサイクルできる品目を増やしました。 |
| 資源ごみ回収報償金制度 | 自治会などの団体が資源ごみの集団回収を実施して資源回収業者に売却した際に報償金を交付して、地域コミュニティ活動とリサイクル促進に取り組みました。 |
| 家庭用生ごみ処理機器購入費補助制度 | 生ごみ処理機やコンポスト等を購入・製作した世帯に補助金を交付し、可燃ごみ減量を進めました。 |
| 課 題 | |
| <p>○平成30年度に生ごみ分別回収を終了したことや、「新しい生活様式」による在宅時間の増加により、可燃ごみの量が急激に増加しています。可燃ごみ減量への対策が求められています。</p> <p>○ごみ分別の徹底やプラスチックごみ対策を進め、再資源化によるリサイクル率向上と循環型社会形成に取り組む必要があります。</p> <p>○ものを大切にせずムダを減らす「ごみを出さない暮らし方」の促進が必要です。</p> | |

拠点回収ボックス
(役場・環境課前)



| (3)「地球環境への貢献」に関する成果と課題 | |
|---|--|
| 取組内容 | 主な成果 |
| 省エネルギーの推進 | 環境省が推進する「COOL CHOICE」に賛同し、クールビズやウォームビズなどの省エネルギー推進の啓発を行いました。 |
| 高根沢町環境保全率先実行計画の推進 | 町の施設から排出される温室効果ガス削減を目指し、機器の削減や使用時間短縮を行い、LED照明・防犯灯やエコカーを導入しました。 |
| 再生エネルギーの活用 | 町有施設に太陽光発電設備と蓄電池を導入しました。 |
| 「エコパークしおや」でのエネルギー循環利用 | 令和元年から稼働した「エコパークしおや」は、焼却で発生する熱を再利用する設備を導入しました。 |
| 容器包装プラスチック分別回収 | 海洋プラスチック問題の解決を目指し、プラスチックごみ削減の取組を開始しました。 |
| 課題 | |
| <p>○海洋プラスチックや気候変動などの地球規模の環境問題は、1人ひとりが身近な問題として考え、行動しなければなりません。地球環境への意識を高めるための取組が必要です。</p> <p>○町が自ら率先して地球環境への負荷を軽減する「脱炭素」の取組を実践し、省エネルギーやエネルギーの循環利用を促進することが必要です。</p> | |

| (4)「人材育成・パートナーシップ」に関する成果と課題 | |
|--|--|
| 取組内容 | 主な成果 |
| 環境教育・環境学習の充実 | 環境問題への意識高揚のため、エコ・ハウスたかねざわを中心に、学校への出前教室や環境関連講座、啓発活動などを実施しました。 |
| 環境美化活動の支援 | 地域をきれいにする活動「美化キャンペーン」や「まち美化パートナー」への参加を呼びかけ、必要な資材を提供して支援しました。 |
| ごみ・環境に関する情報提供 | エコ・ハウスたかねざわでのイベントや展示で情報提供や啓発活動を行いました。 |
| 課題 | |
| <p>○環境学習・体験の内容や啓発活動・情報提供の方法を、デジタル化や生活スタイルの変化、町民のニーズに合わせて常に見直しながら実施する必要があります。</p> <p>○町の自然を守り、地球規模の環境問題に取り組む人材の育成が求められています。</p> <p>○「自分たちの地域は自分たちできれいにする」意識を高め、積極的に環境美化に参加できる支援体制を充実させることが必要です。</p> | |

第2章 計画実現への取組

SDGs・ゼロカーボンシティと環境基本計画

- 1 快適な居住環境の確保
～美しく住みやすいまちづくり
- 2 循環型社会の形成
～ごみを出さない暮らし方の提案
- 3 地球環境への貢献
～ゼロカーボンシティの実現にむけて
- 4 人材育成とパートナーシップ
～人と環境にやさしく思いやりのあるまちづくり

SDGs・ゼロカーボンシティと環境基本計画

「SDGs＝持続可能な開発目標」とは、経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な社会をめざす世界共通の行動目標です。「誰一人取り残さない」を理念として、限りある地球の資源を、世界中の人々が公平に利用し、未来へつなぎます。

SDGs では、2030 年までに持続可能な社会を実現するために、達成すべき 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）を掲げ、全ての人々が SDGs を理解して主体的に行動することが求められています。



高根沢町環境基本計画では、SDGs の理念を活用して取組を進めるため、計画の各取組と関連のある SDGs のゴールを合わせて示しています。今回改訂した後期計画の期間中は、「SDGs 日本モデル宣言」に賛同し、SDGs 実現へ向けた準備期間として施策に取り組みます。

次期環境基本計画では、地域経営計画と合わせて策定が進められる「高根沢町版 SDGs アクションプログラム」との連携を図り、SDGs を実現するための具体的な施策を展開して「持続可能なまちづくり」に取り組みます。

「ゼロカーボンシティ」とは、気候変動の要因となる温室効果ガス（二酸化炭素＝CO₂）の排出量削減と合わせて、森林による CO₂ 吸収を促進するなどの取組によって、CO₂ の実質排出量「ゼロ」を達成する脱炭素社会です。地球の平均気温の上昇をおさえる目標達成のためには、2050 年頃までに CO₂ 排出量を実質ゼロにすることが必要と示され、SDGs 実現に欠かせない要素とされています。

後期計画の期間中は、ゼロカーボンシティ実現にむけた目標や方向性を定め、「2050 年ゼロカーボンシティ」を宣言することで次期計画の施策につなげます。

1 快適な居住環境の確保～美しく住みやすいまちづくり

◆実現を目指す SDGs のゴール◆



(1) 自然との共生・生物多様性の保全

令和元年 11 月に皇居で行われた「令和の大嘗祭」では、東日本を代表する悠紀（ゆき）地方の斎田として高根沢町の水田が選ばれ、町産の米「とちぎの星」が献上されました。このことは、私たちが暮らす高根沢町は、水田や河川、平地林、里山などの自然環境が豊かであることを表しているといえます。

また、平成 17～18 年度に実施した本町初の総合的な自然環境調査では、絶滅の危険が増大している種を含め、多様な生物が生息していることが確認されました。

【取組 1】 自然環境基礎調査（追跡調査）の実施

- ・ 前回実施した自然環境基礎調査から 10 年以上経過しており、大きく変化していることが予想されます。
- ・ 町の自然環境の状態を把握して的確な施策を行い、豊かな自然を未来に引き継ぐために、自然環境基礎調査の追跡調査を実施します。

【取組 2】 農地・里山の保全

- ・ 町の基幹産業は農業であり、高根沢音頭で「たんたん田んぼの高根沢」と歌われるように、町内には美しい田園風景が広がっています。
- ・ 農地や森林・里山は二酸化炭素の吸収源になって気候変動の防止になるほか、水源の涵養や災害防止、多様な生物の生息地としての役目などの多面的な機能を有しています。
- ・ 農業従事者の高齢化・減少によって耕作放棄地が増加傾向にあり、宅地化による森林・里山の減少が続いています。農業に携わる人材の育成や、森林・里山の機能回復のための保全活動の支援を行います。
- ・ 農業被害の原因となり、公衆衛生や生態系保全に影響を及ぼす外来生物・有害鳥獣への対策を行います。

【取組 3】 美しい景観の保持

- ・ 町では、平成 24 年に「高根沢町景観条例」を制定してガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を推進しています。



美しい田園風景

(2) 住みやすい居住環境の整備

快適な居住環境と安全で健康な生活を維持するためには、大気汚染や水質汚濁などの公害を防止し、美しい空気と水を守る必要があります。

また、ごみの不法投棄やポイ捨てやペットの不適切な飼育、騒音、空き地の雑草繁茂などの近隣公害への対策も不可欠です。

町では、平成9年に「高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例」を制定し、町民・事業者・町のすべての立場が自ら環境美化に努め、住みやすい環境づくりに貢献することを提唱しています。

【取組4】 水環境の保全・水質調査

- ・町では、町内の事業所や工場と「公害防止協定」を締結しています。協定を締結した事業所等から、工場排水の水質検査結果が定期的に報告され、その結果を町が監視します。
- ・町内の主要河川や地下水の水質検査を毎年度実施し、環境基準値の達成を維持します。
- ・全町で水道が整備されています。その水質を常に監視し、良好な状態を保ちます。
- ・公共下水道整備や農業集落排水事業を実施しています。未整備地区では合併浄化槽設置を促進し、生活排水による水質汚濁の防止に努めます。

【取組5】 放射線量の監視

- ・町民広場内に設置した放射線モニタリングポストで町の放射線量を常に監視し、その情報を公開します。
- ・水道水や下水道汚泥、農産物の放射線量を定期的に測定し、安全を確認します。
- ・簡易型の放射線測定器の貸出を行います。



簡易型放射線測定器

【取組6】 騒音・振動・悪臭の防止

- ・事業所や工場、建設作業現場などで発生する騒音・振動・悪臭については、法令に基づく届出により未然防止に努めます。
- ・苦情が寄せられたときは、発生源を確認し、発生者に規制指導や是正の依頼をします。

【取組7】 近隣公害対策

- 空き地の雑草を繁茂させたまま放置すると、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発し、安全上も問題があります。土地の所有者に対して、空き地の適正管理について啓発・指導を行います。
- 煙や臭いが発生し、近隣の迷惑となる廃棄物の野外焼却防止対策を進めます。
- 犬の飼主には、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を接種させる義務があります。狂犬病予防注射の接種を促進するため、集合注射や啓発活動を実施します。
- 犬や猫のふん害や不適正飼養を防止するために、ふん害防止看板の設置や犬のしつけ教室を開催して、啓発活動を行います。また、犬や猫の無秩序な繁殖を抑制するために、不妊・去勢手術費の一部を補助します。

犬の正しい飼い方啓発看板



【取組8】 不法投棄・ポイ捨て対策

- ごみの不法投棄やポイ捨ては景観を損ない、公衆衛生の面でも望ましい状態ではありません。
- 不法投棄やポイ捨てを抑制するために、注意喚起の看板を設置し、定期的に環境美化指導員などによる環境パトロールを実施します。
- 町内一斉清掃「美化キャンペーン」や、美化ボランティア「まち美化パートナー」による活動を支援します。



まち美化パートナー看板

【取組9】 気候変動による災害への対策

- 近年、気候変動に起因すると考えられる大型の台風や集中豪雨が頻発しています。町では、「高根沢町地域防災計画」を策定して大規模な災害に備えています。また、大規模水害の発生に備えて、「ハザードマップ」を作成して公開し、広く町民に周知します。
- 「高根沢町国土強靱化大綱」を策定し、あらゆる大規模自然災害に対して「強さとしなやかさ」を持つまちづくりを進めています。



防災ハザードマップ
(2021年3月発行)

(3) 取組の実現目標

令和7（2025）年度までに実現を目指す環境の姿

- ・「自分たちの地域は自分たちできれいにする」意識が高まり、美化活動や環境保全活動が積極的に行われている。

●令和7（2025）年までに実現を目指す指標（実現目標）

| 取組の実現目標 | 現 状 | 目 標 |
|-----------------------|------------------|---------------|
| | 令和2（2020）年度 | 令和7（2025）年度 |
| (1) 自然環境基礎調査（追跡調査）の実施 | 未実施 | 実施済 |
| (2) 主要河川等の水質検査の結果 | 環境基準値達成 | 環境基準値達成 継続 |
| (3) 市街地公共下水道の整備率 | 76.3% (令和元年度) | 100% |
| (4) 狂犬病予防注射接種率 | 77% | 85% |
| (5) 不法投棄発生件数 | 54 件/年 | 減少 |
| (6) 公害・環境苦情件数 | 209 件/年 | 減少 |

実現に向けた町民の役割

- ・身近な自然環境に興味を持ち、自然を守る活動に参加しましょう。
- ・美しく住みやすいまちづくりのために、住まいの周辺の環境美化や景観の調和に協力しましょう。
- ・美化キャンペーンやまち美化パートナーに参加しましょう。
- ・犬や猫などのペットは責任をもって飼いましょう。

実現に向けた事業者の役割

- ・身近な自然環境に興味を持ち、自然を守る活動に参加しましょう。
- ・美しく住みやすいまちづくりのために、事業所の周辺の環境美化や景観の調和に協力しましょう。
- ・事業で発生する騒音等に十分配慮し、廃棄物・排水を適正に処理して公害を防止しましょう。

実現に向けた町の役割

- ・自然環境基礎調査で町の自然環境の現状を把握し、豊かな自然と多様な生物を将来に引き継ぐための取組を行います。
- ・快適な居住環境を維持するための整備と環境の監視・点検に取り組みます。

2 循環型社会の形成～ごみを出さない暮らし方の提案

◆実現を目指す SDGs のゴール◆



(1) ごみを出さない暮らし方の提案

現代のわが国の生活様式では、全くごみを出さないで生活することは非常に難しく、ほぼ不可能と言えるでしょう。

食べ残しや手つかずのまま捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」は、世界中で解決すべき問題となっています。まだ食べられる食品を大量に廃棄する国がある一方で、困窮にあえぐ国も多数存在します。

わが国では、国民1人1日当たり約132g（ごはん茶碗1杯分）の食品ロスが発生しています。外での食事や食品購入の時に「食べきれぬ量」について考える必要があります。

排出するごみを最小限にとどめ、地球環境にかかる負荷を軽減するためには、「もったいない」意識を持ち、「ごみを出さない暮らし方」について考え、行動することが求められます。

【取組1】 むだのない賢いお買い物の推進

- 食品ロスに限らず、必要のないもの・必要のない量を購入すると、最終的にはごみを増やすことにつながります。本当に必要か・量は適量かをよく考える「むだのない賢いお買い物」を推進します。
- レジ袋削減のため、マイバッグ・マイバスケットの利用を推進します。

【取組2】 ものを大切にする意識の醸成

- ものを買うときは環境や社会に配慮した製品を選び、ものに愛着を持って大切に使い、直せるものは修理して使う・ものを使い捨てにしない意識が高まるように啓発活動を行います。
- まだ使えるけれど不要なものは、人に譲る・リサイクルショップを利用するなど、リユースを推進します。
- エコ・ハウスたかねざわで「おもちゃの病院」を実施します。



「おもちゃの病院」では、故障や破損してしまったおもちゃをお預かりしてできる限りの修理をし、大切なおもちゃを長く使うお手伝いをしています。

「エコ・ハウスたかねざわ」リサイクルショップ

【取組3】食品ロスの削減

- ・家庭で余っている食材のうち、常温保存ができ、未開封で賞味期限が一定期間以上残っているものは、社会福祉協議会が実施する「フードドライブ（フードバンク）」で寄付を受け付けます。
- ・県と町は、「とちキャラーズの3きり運動」を推進します。

「みんなでチャレンジ！とちキャラーズの3きり運動」

料理はおいしく。「食べきり！」

食材はムダなく。「使いきり！」

生ゴミはギュっと。「水きり！」



【取組4】海洋プラスチック対策

- ・近年、大量のプラスチックごみが海に流入して海洋汚染の原因となっています。海に流入したプラスチックごみは「海洋プラスチック＝マイクロプラスチック」と言われ、海洋生物を汚染して、やがては海産物を食べる私たち人間の健康を害することになります。
- ・プラスチックごみの削減と分別回収を促進して、海洋プラスチックの削減を目指します。
- ・国が進める「プラスチックスマート」、県の「プラごみゼロ宣言」に賛同し、啓発活動を進めます。



「賢くプラスチックと付き合い、
美しい海を守るプラスチックスマート」
運動のロゴ

栃木からの森里川湖（もりさとかわうみ）
「プラごみゼロ宣言」

県民・事業所・市町のオール栃木体制で、不要な使い捨てプラスチックの使用削減や再生・生分解プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を目指すプロジェクトです。

【取組6】 可燃ごみの排出量削減

- ・ 町民1人が家庭から1日に排出する可燃ごみの量は年々増加しており、可燃系ごみのリサイクル率は低下し続けています。
- ・ 資源としてリサイクルできる可燃系ごみの分別回収を促進し、リサイクル率向上を目指します。
- ・ 家庭用生ごみ処理機器を購入した家庭に、助成金を交付しています。
※リサイクルできる可燃系ごみ・・・
古着古布や古紙、発泡スチロール、容器包装プラスチックなど

● 可燃ごみ排出量とリサイクル率の変化

| 年度 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 |
|------------------------------|-------|-------|-------|------|------|
| 町民 1 人当たり 1 日の可燃ごみ 排出量 | 374g | 388g | 425g | 433g | 445g |
| 可燃系ごみの リサイクル率 | 16% | 19% | 11% | 8% | 9% |

塩谷広域行政組合「エコパークしおや」(矢板市安沢)

令和元年 10 月から稼働を開始した、塩谷広域行政組合(矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町)の環境施設です。



可燃ごみの焼却のほか、資源ごみの中間処理などを行っています。

焼却で発生した熱は併設の温浴施設に、排ガスは発電に利用しています。屋上には太陽光パネルを設置しています。

【取組7】 リサイクルの促進

- ・ 令和2年度から全町でステーション回収を開始した「容器包装プラスチック」の分別回収を促進し、回収量の増加を目指します。
- ・ 自治会や育成会などが実施する「資源ごみ集団回収」に報償金を交付して、リサイクルに協力する団体の活動を支援します。
- ・ 国が取り組んでいるプラスチック製品リサイクルなど、最新技術によってあらたに再資源化できるようになった品目を調査研究し、分別回収の実現を目指します。

●リサイクルできる資源ごみと回収方法（令和3年度現在）

| 回収する品目 | 回収方法 |
|---------------|---------------|
| 資源びん | ステーション回収・拠点回収 |
| アルミ缶・スチール缶 | ステーション回収・拠点回収 |
| ペットボトル | ステーション回収・拠点回収 |
| 古紙 | ステーション回収・拠点回収 |
| 容器包装プラスチック | ステーション回収・拠点回収 |
| 剪定枝 | 戸別回収（有料） |
| 使用済みインクカートリッジ | 拠点回収 |
| 廃食用油 | 拠点回収 |
| 古着古布 | 拠点回収 |
| 飲料用紙パック | 拠点回収 |
| 使用済み小型家電 | 拠点回収 |
| 携帯電話・スマートフォン | 拠点回収 |
| 小型充電式電池 | 拠点回収 |

ステーション回収・・・毎週、毎月決まった日にステーションに排出
 拠点回収・・・エコ・ハウスたかねざわ、役場などの公共施設に持込

【取組8】 土づくりセンターによる資源循環

- ・「土づくりセンター」では、農業で排出される家畜糞尿やもみがら、事業所から出る生ごみを堆肥作りに活用しています。家畜糞尿やもみがらの適正処理だけでなく、資源循環による安心安全な農産物づくりに役立っています。
- ・土づくりセンターで作られた堆肥「たんたんくん」を使用した農産物は、学校給食で提供されるほか、町内の直売所で販売され、地産地消の促進に貢献しています。



土づくりセンター

【取組9】 ごみの適正処理

- ・ごみの中には、リサイクルが困難な不燃物や処理困難物があります。これらについては、環境に配慮した適正処理を行います。
- ・震災や水害などの大規模な災害時に発生した災害廃棄物は、「災害廃棄物処理計画」に基づいて処理します。

(3) 取組の実現目標

令和7（2025）年度までに実現を目指す環境の姿

- ・ものを大切にしてムダを減らす「ごみを出さない暮らし方」が定着し、ごみの減量・リサイクルと資源の循環が進んでいる。

●令和7（2025）年までに実現を目指す指標（実現目標）

| 取組の内容と実現目標 | 現 状 | 目 標 |
|----------------------|--------------|---------------|
| | 令和2（2020）年度 | 令和7（2025）年度 |
| (1) 可燃ごみ排出量の削減（町全体） | 5,823 t | 5,700 t |
| (2) 町民1人1日当たり可燃ごみ排出量 | 445 g | 400 g |
| (3) 可燃系ごみのリサイクル率 | 9% | 12% |
| (4) 容器包装プラスチック回収量 | 39 t | 60 t |
| (5) 資源ごみ回収実施団体数と回収量 | 12 団体 4 t | 20 団体 10 t |

実現に向けた町民の役割

- ・ごみの分別ルールを守りましょう。
- ・容器包装プラスチックを分別して、可燃ごみを減らしましょう。
- ・「3切り運動」で食品ロスを減らしましょう。
- ・ムダを出さない買い物を心がけましょう。
- ・レジ袋の削減に協力しましょう。
- ・ものを大切に使い、使えるけれど不要なものは、人に譲るかリサイクルショップを利用しましょう。

実現に向けた事業者の役割

- ・ごみの分別を徹底し、適正に処理しましょう。
- ・ごみの排出量削減に努めましょう。
- ・再利用が可能な製品を製造・販売しましょう。
- ・リサイクルできる製品や、エコマーク製品・グリーン購入対象の製品を選びましょう。
- ・「3切り運動」で食品ロスを減らしましょう。
- ・レジ袋の削減に協力しましょう。

実現に向けた町の役割

- ・自らの事業で発生するごみの排出量削減・分別とリサイクルを徹底します。
- ・ごみやリサイクルに関する情報発信のデジタル化を進めます。
- ・資源循環を促進するために、分別可能な品目や回収手法について研究します。

3 地球環境への貢献～ゼロカーボンシティの実現に向けて

◆実現を目指す SDGs のゴール◆



(1) 省エネルギー・再生可能エネルギー活用の推進

私たちが生活するうえで、エネルギーはなくてはならないものです。地球上の経済や社会の繁栄は、石炭や石油などの化石燃料を消費することによって支えられてきました。

しかし、化石燃料は限りある資源であり、近い将来に枯渇が予想されています。また、化石燃料を消費することによって発生する二酸化炭素の増大は、温室効果ガスによる地球温暖化の原因となっています。

限りあるエネルギーを有効に利用し、地球に対する負荷の少ない再生可能エネルギー（クリーンエネルギー）に転換することが求められています。

【取組1】 省エネルギーの推進

- ・町では、環境省が推進する省エネルギー対策「COOL CHOICE」に賛同し、クールビズ・ウォームビズや節電の啓発活動を行います。
- ・町の庁舎や公共施設では、照明の LED 化や不要な照明の消灯、消費電力の少ない機器の導入など、「高根沢町環境保全率先計画」に基づく省エネルギーの取組を進めます。



【取組2】 再生可能エネルギー（クリーンエネルギー）の活用

- ・化石燃料に依存するエネルギーから、太陽光・風力・地熱などの温室効果ガスの排出を抑える再生可能エネルギーへの転換を進めるための施策について、最新技術の開発の状況などの研究を進めます。
- ・太陽光発電設備を設置する際、国や県が定める指針を周知し、指針に基づいた助言を行います。
- ・町の庁舎や公共施設に太陽光発電パネルや蓄電池システムを導入し、再生可能エネルギーの活用を進めます。



太陽光発電パネル（役場本庁舎）

(2) 気候変動対策

日本の平均気温は、100年あたり1℃以上のペースで上昇しており、地球温暖化が進行しています。温暖化は、単に気温が上昇しているだけではなく、台風や集中豪雨の増加、海面の上昇、猛暑などを引き起こしていると考えられています。

温室効果ガスの一つである二酸化炭素の国別排出量を見ると、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで日本は5位で、その割合は全体の3.5%となっています。

2015年に採択された「パリ協定（気候変動条約国会議・COP21）」では、産業革命以前と比べて世界の平均気温上昇を2℃未満に抑えることを目標としています。

温室効果ガスの排出を削減し、低炭素・脱炭素社会（＝ゼロカーボンシティ）の実現に向け、具体的な取組を進める必要があります。

【取組3】 地産地消の推進

- 食品の輸送距離（＝フードマイレージ）が長いと、多くのエネルギーが必要になり、温室効果ガスの排出が増えます。地元の農産物の活用を推進し、フードマイレージの削減を目指します。
- 学校給食では、町産・県産の農産物を率先して使用しています。学校給食における地産地消をさらに促進します。



町産の農産物直売所
(たんたんプラザ)

【取組4】 大気汚染の防止

- 自動車の排気ガスによる大気汚染防止のため、エコカーの普及やエコドライブの啓発を進めます。
- 町有車を順次エコカーに更新します。
- 光化学スモッグ（光化学オキシダント）やPM2.5に関する注意報が气象台から発令された場合には、町民や学校等に周知します。

【取組5】 ライフスタイルの見直し

- 温室効果ガスを削減し、気候変動による地球環境の変化を食い止めるには、地球に暮らす私たち1人ひとりが高い意識を持って自分の生活を振り返って見直す必要があります。低炭素・脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）を目指して、地球環境に貢献できるライフスタイルを提案します。

「地球環境に貢献できるライフスタイル」の例

- ★近い距離の移動は、なるべく徒歩や自転車を利用する。
- ★自動車に乗るときは、エコドライブを心掛ける。
- ★日常の買い物をする時、住宅や自動車を購入する時は、地球環境に影響の少ないものを選ぶ。
- ★地元の食材、旬の食材をおいしく食べ、地産地消を心掛ける。
- ★季節に合わせた服装で、省エネしながら快適に過ごす。
- ★ごみの分別の徹底とリサイクルで可燃ごみを減らし、ごみの焼却で発生する温室効果ガスを減らす。
- ★地球温暖化や気候変動に興味を持って、情報収集をする。

など

【取組6】 町が率先して実施する対策

- ・町の庁舎や公共施設から排出される温室効果ガスを率先して削減するため、町は「地球温暖化対策実行計画」に基づいて行動します。
- ・二酸化炭素の吸収源となる森林・里山の保全を進めます。
- ・ゼロカーボンシティの実現を目指し、気候変動や最新技術に関する情報収集を進め、町が実行できる施策について研究します。

「環境保全率先実行計画」と「地球温暖化対策実行計画」

町が自ら行う活動によって生じる環境への負荷を軽減することを目的とした計画です。2つの計画を合わせて「たかねざわエコアクションプラン」と称しています。

電気・水道・燃料などの使用量から町の行う事務・事業で排出される温室効果ガスの量を算出し、削減に取り組んでいます。また、廃棄物の抑制やリサイクル、グリーン購入（環境配慮型製品）を推進しています。

町が自ら率先して環境保全と地球温暖化対策に取り組み、地球環境への貢献を目指します。

(3) 取組の実現目標

令和7（2025）年度までに実現を目指す環境の姿

- ・地球温暖化・気候変動対策として、町全体で省エネ、再生エネルギー活用、脱炭素化に取り組んでいる。

●令和7（2025）年までに実現を目指す目標

| 取組の内容と実現目標 | 現 状 | 目 標 |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和2（2020）年度 | 令和7（2025）年度 |
| (1) 町公共施設の照明のLED化 （一部LED化を含む） | 48.6% | 100% |
| (2) 町公共施設の温室効果ガス排出量 | 1,421t （令和元年度） | 1,350 t （5%削減） |
| (3) 町有車のエコカー導入 （令和2年度燃費基準達成車） | 38% | 50% |
| (4) 地球環境に貢献できるライフスタイル の定着 | 定着を啓発 | 定着が 進んでいる |
| (5) 2050 ゼロカーボンシティ宣言 | 準備中 | 宣言済 |

実現に向けた町民の役割

- ・電気やガス、水道の使用量を意識して、効率的に使いましょう。
- ・地産地消を心掛けましょう。
- ・買替や購入の時は、地球環境に影響の少ないものを選びましょう。
- ・近い距離の移動は徒歩や自転車を利用し、自動車を利用する時はエコドライブを心掛けましょう。
- ・省エネルギーと再生エネルギー活用を意識しましょう。
- ・地球環境に興味を持って、進んで情報収集をしましょう。

実現に向けた事業者の役割

- ・省エネルギーを徹底し、再生エネルギー活用を推進しましょう。
- ・地産地消を心掛けましょう。
- ・備品・設備の更新や新設の時は、地球環境に影響の少ないものを選びましょう。
- ・エネルギー効率の良い運搬・配達方法を選びましょう。
- ・自動車を利用する時は、エコドライブを心掛けましょう。
- ・実践している環境貢献に関する情報を発信しましょう。

実現に向けた町の役割

- ・自らが環境に配慮した行動を率先して実践し、地球環境に貢献します。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向けて、町民・事業者・町が一体となって進める取組を具体化して発信します。

4 人材育成とパートナーシップ

～人と環境に思いやりのあるまちづくり

◆実現を目指す SDGs のゴール◆



(1) 環境教育・学習機会の充実

町では、平成 15 年に開設した「エコ・ハウスたかねざわ」を環境教育施設として活用し、様々な環境学習や体験の機会を実施してきました。

近年は外遊びをする子どもが減少し、子どもたちが自然に触れる機会が少なくなっています。また、急速にデジタル化が進んだことによって、教育・学習の手法も変わりつつあります。

地球環境やリサイクルに興味を持ち、自ら学び、環境に配慮した行動ができる人を育てるために、プログラムの内容を常に見直しながら取組を展開します。

【取組 1】 エコ・ハウスたかねざわ活動

- 環境情報の発信基地としての役割を重視し、町民の生活スタイルの変化やデジタル化など、ニーズに合った教育・学習・体験プログラムを展開します。
- 環境保全活動・教育活動を行う大学や団体との連携を強化して、環境学習プログラム開発を進めます。
- 環境イベント「エコ・フェスタ」を開催して、環境保全活動や環境学習体験を通じた啓発活動を行います。
- 町民が利用しやすい施設を目指して、館内展示室やリサイクルショップをリニューアルします。

環境学習施設「エコ・ハウスたかねざわ」



町の環境やリサイクルに関する情報発信や、環境学習・体験を実施しています。環境保全団体の支援活動、資源回収ステーション、分別回収の拠点、地域コミュニティへの研修室等の貸出なども行っています。

【取組2】 学校における環境教育の充実

- 学校給食用牛乳パックをリサイクルして町オリジナルトイレットペーパーを製作し、学校や町有施設で使用する活動を継続します。
- 間伐材を利用した「マイ箸づくり」などの学校への出前講座を継続します。また、学校との連携を強化し、ニーズに合った学習・体験メニューを提供します。
- 子どもたちがごみや地球環境について自ら調査し学ぶ「総合学習」の支援を行います。また、環境問題やリサイクルをテーマとしたポスターコンクールを継続します。



学校給食用牛乳パックをリサイクルした
オリジナルトイレットペーパー



子どもたちの「総合学習」の支援

(2) 環境保全活動の支援と情報提供

町の自然を守り、地球環境に貢献するためには、町民・事業者・町が協力し、一体となって取り組むことが必要です。

町民や事業者による環境保全・美化活動を支援して促進し、協働による美しいまちづくりを目指します。また、地球環境やごみ・リサイクルに関する情報発信を積極的に行い、環境問題に対する意識高揚につなげます。

【取組3】 まち美化パートナー・美化キャンペーン

- 道路や公園などの除草・清掃活動をするボランティア団体「まち美化パートナー」を募集し、活動に必要な資材を提供して支援します。「自分たちの地域は自分たちにきれいにする」活動を促進するため、活動する団体・人数の増加を図り、町内全体の美化を進めます。
- 町内の各地域の保健委員（環境美化推進員）が中心となって春・秋に実施する町内一斉「美化キャンペーン」に必要な資材を提供して活動を支援します。
- 森林や里山の保全活動や河川・道路の美化活動を実施する団体の活動に必要な支援を行います。

(3) 取組の実現目標

令和7（2025）年度までに実現を目指す目標

- ・持続可能な環境を実現するためのパートナーシップ（協働）が形成され、環境教育や環境保全活動がさかんに行われている。

●令和7（2025）年までに実現を目指す指標（実現目標）

| 取組の内容・目標値 | 現 状 | 目 標 |
|-------------------------------------|--------------------|------------------|
| | 令和2（2020）年度 | 令和7（2025）年度 |
| (1) まち美化パートナー登録数 | 19 団体 892 人 | 25 団体 1,500 人 |
| (2) エコファミリー登録世帯数 | 202 世帯 | 1,000 世帯 |
| (3) 環境学習・体験活動などの参加者数 | 2,500 人 (令和元年度) | 3,000 人 |
| (4) 環境情報のデジタル発信 | 未実施 | 実施済 |
| (5) エコ・ハウスたかねざわ リサイクルショップのリニューアル | 未実施 | 実施済 |

実現に向けた町民の役割

- ・環境学習や体験のイベントに進んで参加しましょう。
- ・環境情報の収集に努めましょう。
- ・身の回りの自然や環境について興味を持ち、家庭や職場で話し合しましょう。
- ・エコファミリーに登録してライフスタイルを見直しましょう。
- ・まち美化パートナーや美化キャンペーンに参加しましょう。

実現に向けた事業者の役割

- ・環境学習や体験のイベントに進んで出展・参加しましょう。
- ・環境情報を収集して実践し、成果を発信しましょう。
- ・まち美化パートナーに参加して、事業所周辺の環境美化に協力しましょう。
- ・町が実施する環境保全活動に参加しましょう。

実現に向けた町の役割

- ・参加しやすい学習・体験の場を提供し、情報発信のデジタル化を進めます。
- ・未来を担う子どもたちが、自ら環境を学べるプログラムを開発します。
- ・町民、事業者、町が連携して人材育成や環境保全活動に取り組めるしくみをつくれます。

第3章 計画の推進と検証

- 1 ふるさとづくり委員会
- 2 計画の推進
- 3 取組の検証

1 ふるさとづくり委員会

ふるさとづくり委員会は、よりよい環境づくりのための調査・研究を行い、町の環境施策や事業の取組について審議・答申するために設置されています。

委員は環境に関する専門家と様々な立場の町民の代表から構成されており、環境基本計画の策定・改定に携わるほか、町が実施する取組の進捗と成果についての検証を行います。

2 計画の推進

環境施策を実現するために、具体的な重点取組とその実現目標を定め、事業を推進します。

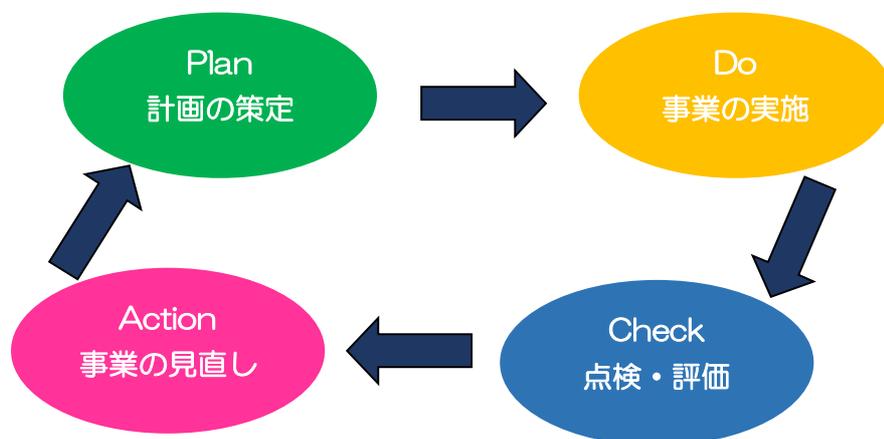
事業の推進は、「高根沢町地域経営計画」との連携を図り、町民や事業者の意見を取り入れながら行います。

3 取組の検証

PDCA サイクルの手法を活用して、環境施策の進捗状況と目標の達成状況を毎年度点検・評価し、町民に公表します。

取組の点検作業にはふるさとづくり委員会が参画し、町民の意見や客観的な評価を反映させます。

検証の結果、必要に応じて施策や取組の見直しを行い、2026（令和8）年以降の次期環境基本計画へと引き継いでいきます。



資料編

- 1 高根沢町環境基本計画策定経過
- 2 高根沢町ふるさとづくり委員会委員名簿
- 3 各取組と関連する分野別計画
- 4 町の環境年表
- 5 ごみの分別と処理工程
- 6 ごみ排出量の推移
- 7 高根沢町環境基本条例及び施行規則
- 8 高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例
及び施行規則

1 高根沢町環境基本計画策定経過

| 年 月 | 事 項 |
|-------------------|-------------------------------------|
| 平成 18 (2006) 年 6月 | 環境基本条例施行 |
| 19 (2007) 年 1・2月 | ふるさとづくり委員会開催 |
| 3月 | 高根沢町環境基本計画 (第1次・2007~2016) 策定 |
| 20 (2008) 年 3・12月 | ふるさとづくり委員会開催 |
| 21 (2009) 年 3月 | ふるさとづくり委員会開催 |
| 22 (2010) 年 3月 | ふるさとづくり委員会開催 |
| 25 (2013) 年 1・3月 | ふるさとづくり委員会開催 |
| 6月 | 高根沢町環境基本計画 (第1次・2007~2016) 中間見直し・改定 |
| 6月 | ふるさとづくり委員会開催 |
| 26 (2014) 年 3月 | ふるさとづくり委員会開催 |
| 28 (2016) 年 3月 | 高根沢町環境基本計画 (第2次・2016~2025) 策定 |
| 令和 3 (2021) 年 5月 | ふるさとづくり委員会開催 |
| 3 (2021) 年 10月 | 高根沢町環境基本計画 (第2次・2016~2025) 中間見直し・改定 |

2 高根沢ふるさとづくり委員会委員名簿

「ふるさとづくり委員会」は、学識経験者や関係団体の代表者、公募の町民などで構成され、環境基本計画の策定や進捗について審議・答申を行っています。

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|-------|---------|----------------------|
| 町議会議員 | 齋 藤 武 男 | |
| 町議会議員 | 梅 村 達 美 | |
| 学識経験者 | 原 田 淳 | 宇都宮大学 地域デザイン科学部教授 |
| 学識経験者 | 田 村 孝 浩 | 宇都宮大学 農学部 准教授 |
| 保健委員 | 金 田 康 夫 | |
| 保健委員 | 和 田 悦 郎 | |
| 保健委員 | 杉 本 渡 | |
| 自治会長 | 牧 恒 男 | |
| 自治会長 | 神 林 秀 治 | |
| 自治会長 | 岩 崎 公 熙 | |
| 一般公募 | 小 川 典 男 | |
| 一般公募 | 野 村 恵 子 | |
| 一般公募 | 久 保 弘 子 | |
| 一般公募 | 大 橋 広 和 | |
| 一般公募 | 見 目 智 史 | |

3 各取組と関連する分野別計画

| 取組の内容／分野別計画 | 担当課 |
|------------------------|-----------------|
| 1 快適な居住環境の確保 | |
| ○高根沢町景観計画 | 都市整備課 |
| ○高根沢町都市計画マスタープラン | 都市整備課 |
| ○高根沢町水道ビジョン | 上下水道課 |
| ○高根沢町生活排水処理構想 | 上下水道課 |
| ○高根沢町森林整備計画 | 産業課 |
| 2 循環型社会の形成 | |
| ○高根沢町一般廃棄物処理実施計画 | 環境課 |
| ○高根沢町分別収集計画 | 環境課 |
| ○高根沢町災害廃棄物処理計画 | 環境課 |
| ●一般廃棄物処理基本計画 | 塩谷広域行政組合 環境課 |
| 3 地球環境への貢献 | |
| ○高根沢町環境保全率先計画 | 環境課 |
| ○高根沢町地球温暖化対策実行計画 | 環境課 |
| ○高根沢町公共施設等総合管理計画 | 総務課 |
| ○高根沢町食育、地産地消推進行動計画 | 学校教育課 |
| ○高根沢町地域防災計画 | 地域安全課 |
| ○高根沢町国土強靱化大綱 | 企画課 |
| 4 人材育成とパートナーシップ | |
| ○高根沢町まちづくり協働推進計画 | 企画課 |
| ○高根沢町元気あっぴ計画 | 生涯学習課 |

○は町が策定している計画 ●は塩谷広域行政組合が策定している計画

4 高根沢町の環境年表

| 年 月 | 事 項 |
|-------------------------|--|
| 平成 2 (1990) 年 4月 | 塩谷広域環境衛生センター（可燃ごみ）業務開始 |
| 5 (1993) 年 11月 | 塩谷広域環境衛生センター（粗大・不燃ごみ）業務開始 |
| 7 (1995) 年 10月 | 可燃ごみ指定袋制度開始（可燃ごみの有料化） |
| 8 (1996) 年 4月 | ペットボトル分別収集開始 |
| 9 (1997) 年 4月 | 美しく住みやすい環境づくりに関する条例施行 |
| 4月 | 環境美化指導員及び環境美化推進員設置 |
| 12 (2000) 年 3月 | 生ごみの分別収集開始 |
| 4月 | 環境課設置 |
| 13 (2001) 年 4月 | 剪定枝のチップ化事業開始 |
| 4月 | 家庭用生ごみ処理機器購入費助成開始 |
| 6月 | 古着古布回収開始 |
| 10月 | 学校給食用牛乳パックリサイクル事業開始 |
| 14 (2002) 年 4月 | 資源びん分別収集開始 |
| 15 (2003) 年 4月 | 環境学習施設「エコ・ハウスたかねざわ」オープン |
| 8月 | 発泡スチロール分別再資源化事業開始 |
| 16 (2004) 年 2月 | エコファミリー認定 |
| 17 (2005) 年~18 (2006) 年 | 自然環境基礎調査実施 |
| 18 (2006) 年 6月 | 環境基本条例施行 |
| 12月 | 廃食用油拠点回収開始（エコ・ハウスたかねざわ） |
| 19 (2007) 年 3月 | 環境基本計画策定（第1次） |
| 20 (2008) 年 4月 | エコ・イベント事業開始（リユース食器等） |
| 22 (2010) 年 1月 | 事業所生ごみ搬入開始 |
| 23 (2011) 年 3月 | 3.11東日本大震災午後2時46分発生（災害ごみ処理21,700.58t）平成25年3月終了 |
| 25 (2013) 年 10月 | 容器包装プラスチック拠点回収開始（エコ・ハウスたかねざわ） |
| 26 (2014) 年 10月 | 容器包装プラスチック拠点回収開始（中央小学校） |
| 27 (2015) 年 4月 | みまもり収集開始（要介護者等の戸別収集） |
| 4月 | 空き地の環境保全に関する条例施行（昭和58年条例22号）全部改正 |
| 28 (2016) 年 3月 | 環境基本計画策定（第2次） |
| 29 (2017) 年 4月 | 「まち美化パートナー制度」運用開始 |
| 8月 | 携帯電話・スマートフォン回収プロジェクト参加 |
| 9月 | インクカートリッジ里帰りプロジェクト参加 |
| 30 (2018) 年 4月 | 使用済み小型家電収集開始（I・Hたかねざわ・役場） |
| 5月 | 土づくりセンター稼働停止（生ごみ搬入停止） |
| 6月 | 生ごみ分別収集終了 |
| 令和 元 (2019) 年 7月 | BDF装置運用停止 |
| 10月 | エコパークしおや稼働・業務開始 |
| 10月 | 容器包装プラスチック ステーション回収（一部先行）開始 |
| 2 (2020) 年 4月 | 容器包装プラスチック ステーション回収（町内全域）開始 |
| 3 (2021) 年 4月 | 容器包装プラスチック ステーション回収回数を月1回から2回に増加 |

5 ごみの分別と処理工程

★は回収後に再資源化しているもの

| ごみの種類 | 搬入先 | | 収集方式 | | | 中間処理施設等 | 備考 処理工程・搬出先等 | |
|----------------|------------------------------------|------------|------------------|------|------|--------------|---|---|
| | エコパーク しおや | 民間 資源業者 | ステー ション 回収 | 拠点回収 | 戸別収集 | | | |
| 可燃ごみ | 紙くず | ○ | ○ | | | エコパーク しおや | 焼却 一部再資源化 焼却灰は搬出し処理委 託・埋立 焼却時の余熱を再利用 | |
| | 木製品類 | | | | | | | |
| | プラスチック類 | | | | | | | |
| | 衣類・布類 | | | | | | | |
| 資源ごみ | 資源びん★ | ○ | ○ | ○ | | エコパーク しおや | 色ごとに手選別しカ レット化 搬出し処理委託 | |
| | カン★ | ○ | ○ | ○ | | エコパーク しおや | 破砕処理し、鉄類・アル ミ類・可燃物・不燃 物に選別 可燃物は焼却 鉄類・アルミ類・不燃 物は搬出し処理委託 | |
| | ガラス★ | ○ | ○ | | | | | |
| | 不燃物 | | | | | | | |
| | ペットボトル★ | ○ | | ○ | ○ | | エコパーク しおや | 圧縮成形 搬出し再資源化 |
| | 古紙：新聞紙★ | | | | | | 古紙回収 業者 | 古紙全般：古紙回収業 者 牛乳パックの一部（学 校給食・回収ボックス 分）：町オリジナルト イレットペーパー製造 業者 |
| | 古紙：段ボール★ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 古紙： 雑誌・雑紙★ | | | | | | | |
| | 古紙： 牛乳パック★ | | | | | | | |
| | 容器包装プラス チック（発泡ス チロール含む） ★ | | ○ | ○ | ○ | | プラスチッ ク回収業者 | 選別・梱包・保管し、 再生業者で再商品化 （再商品化不可）焼却 し、残渣は最終処分場 に埋立 |
| | 古着・古布★ | | ○ | | ○ | | - | ウェス業者、古着販売 業者 |
| | 剪定枝★ | | ○ | | | ○ | - | シルバー人材センター がチップ化 |
| | 廃食用油★ | | ○ | | ○ | | - | 油脂回収業者で再資源 化 |
| | 小型家電★ | | ○ | | ○ | | 家電 回収業者 | 選別し再資源化 |
| | 携帯電話★ | | ○ | | ○ | | 回収業者 | アフターメダルプロ ジェクト指定工場で再 資源化 |
| インク カートリッジ★ | | ○ | | ○ | | 回収業者 | インクカートリッジ里 帰りプロジェクト指定 工場で再生 | |
| 粗大ごみ | ○ | | | | ○ | エコパーク しおや | 可燃・不燃に仕分け 工程は可燃・不燃物と 同様 | |
| 充電式小型電池 | | ○ | | ○ | | - | （一社）JBRCで処 理 | |

6 ごみ排出量の推移

単位：kg

| ごみの種別 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 可燃ごみ | 5,368,360 | 5,524,120 | 5,905,000 | 5,858,550 | 5,822,640 |
| 家庭系 | 4,057,320 | 4,201,390 | 4,616,910 | 4,656,310 | 4,773,840 |
| 事業系 | 1,311,040 | 1,322,730 | 1,288,090 | 1,202,240 | 1,048,800 |
| 生ごみ (注1) | 404,270 | 413,160 | 38,150 | 0 | 0 |
| 家庭系 | 339,690 | 352,280 | 32,650 | 0 | 0 |
| 事業系 | 64,580 | 60,880 | 5,500 | 0 | 0 |
| びん | 233,020 | 225,760 | 217,520 | 189,590 | 184,260 |
| かん | 127,930 | 140,840 | 142,320 | 128,740 | 144,370 |
| ペットボトル | 44,707 | 41,290 | 43,590 | 44,820 | 48,810 |
| 古紙 | 326,304 | 506,000 | 486,280 | 341,700 | 425,710 |
| 家庭系 | 326,304 | 320,130 | 311,300 | 296,500 | 316,610 |
| 事業系 | 0 | 185,870 | 174,980 | 45,200 | 109,100 |
| 古着古布 | 471 | 463 | 566 | 373 | 260 |
| 剪定枝 | 1,589 | 903 | 1,459 | 1,024 | 2,610 |
| 容器包装プラスチック (注2) | 10,920 | 11,620 | 12,860 | 15,480 | 39,300 |
| 廃食用油 (注3) | 4,370 | 6,208 | 6,587 | 2,808 | 1,924 |
| 小型家電 | 0 | 2,260 | 6,167 | 6,894 | 5,480 |
| 携帯・スマホ | 0 | 8 | 38 | 12 | 29 |
| インクタンク | 0 | 7 | 22 | 52 | 57 |
| 小型充電電池 | 0 | 0 | 0 | 0 | 70 |
| 資源ごみ集団回収 | 10,201 | 6,832 | 6,432 | 7,078 | 4,447 |
| 不燃物 | 145,610 | 136,190 | 140,770 | 174,110 | 195,270 |
| 家庭系 | 100,570 | 88,570 | 99,770 | 141,670 | 172,180 |
| 事業系 | 45,040 | 47,620 | 41,000 | 32,440 | 23,090 |
| 粗大ごみ | 215,730 | 194,120 | 222,010 | 265,730 | 254,440 |
| 家庭系 | 189,080 | 163,420 | 194,830 | 231,750 | 241,570 |
| 事業系 | 26,650 | 30,700 | 27,180 | 33,980 | 12,870 |
| 家庭系可燃ごみ | | | | | |
| 排出量 | 4,057,320 | 4,201,390 | 4,616,910 | 4,656,310 | 4,773,840 |
| 年度末人口 (人) | 29,714 | 29,667 | 29,749 | 29,440 | 29,374 |
| 1日1人あたり排出量 (g) | 374 | 388 | 425 | 433 | 445 |
| 家庭系ごみ (全品目) | | | | | |
| 排出量 | 5,446,172 | 5,561,981 | 5,693,021 | 5,723,101 | 5,935,817 |
| 年度末人口 (人) | 29,714 | 29,667 | 29,749 | 29,440 | 29,374 |
| 1日1人あたり排出量 (g) | 502 | 514 | 524 | 533 | 554 |

(注1) 生ごみ分別収集は平成30年6月に終了

(注2) 容器包装プラスチックは令和2年度から全町ステーション回収を開始

(注3) 廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料製造は令和元年7月に終了

7 高根沢町環境基本条例及び施行規則

○高根沢町環境基本条例

平成18年6月9日

条例第24号

私たちのまち「高根沢町」は、東部の緑豊かな丘陵地、中央に広がる田園地帯、鬼怒川、五行川、井沼川など自然が織りなす恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより発展してきました。

しかし、近年、物質的豊かさや便利さを求める人々の生活や活動は、一方で、空気や水や大地など自然がつくったものを壊し、汚してきました。そして、いろいろな環境の問題が発生しています。

環境の問題を解決するためには、私たち一人ひとりが、私たちの生活や活動を見直し、自然と共生できる社会をつくるために行動することが必要です。

私たち人類を含むすべての生物は、互いにささえあい生きています。健全で恵み豊かな環境は、自然の仕組みにより成り立っています。その環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいくことがわたしたちの責任です。

いま、私たちは、強い意志をもって高根沢町環境基本条例を制定し、未来の「高根沢町」のために行動します。

(目的)

第1条 この条例は、私たち町民や事業者（この条例の中では「私たち」と表現します。）、そして町が、ふるさと高根沢町を守り、育み、子どもたちに引き継いでいくために必要な基本的考え方や方法などを定めています。また、それぞれの立場でどのように考え、行動していくこと（この条例の中では「ふるさとづくり」と表現します。）が必要なのかを明らかにしています。私たちが、生活のしかたを考え直し、自然を大切にし、いっそう豊かで思いやりにあふれるまちをつくることを目的にします。

(言葉の意味)

第2条 この条例の中で使われる言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 「環境」：ふるさと高根沢町を形づくる自然、風物、地勢、歴史など私たちや動植物をとりまくすべての状況のことをいいます。
- (2) 「環境への負荷」：人の活動によって「環境」に加えられる影響のうち、特に、現在のふるさと高根沢町の環境の維持を阻害する原因となるもののことをいいます。

(ふるさとづくりの基本的な考え方)

第3条 私たちと町は、次のとおりふるさとづくりを進めていきます。

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持していきます。

- (2) 常に環境への負荷を軽くするための努力をします。
- (3) 環境への負荷を発見したときは、その原因を調べ、改善するための努力をします。
- (4) あらゆる分野でごみを資源として考え、できる限り出さないように努め、出したものについては循環させていきます。循環させることができないごみは、適正に処理を行います。
- (5) 自ら考え、行動した結果を子どもたちに伝えていきます。

(町民の役割)

第4条 町民は、第3条の「ふるさとづくりの基本的な考え方」に基づいて、日々の生活の中で個人、地域など様々な単位でふるさとづくりを行うように努めていきます。また、町が進めるふるさとづくりに関する施策や事業に積極的に協力していきます。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第3条の「ふるさとづくりの基本的な考え方」に基づいて、物の製造や加工、販売などの事業活動を行うように努めていきます。また、町民のふるさとづくりや町が進めるふるさとづくりに関する施策や事業に積極的に協力していきます。

(町の役割)

第6条 町は、第3条の「ふるさとづくりの基本的な考え方」に基づいて、ふるさとづくりに責任を持って取り組みます。ふるさとづくりに関する施策や事業を行おうとするときは、私たちの意見を聴き、私たちに協力を求めて進めていきます。また、私たちが自ら考え、実施するふるさとづくりを積極的に支援していきます。

(環境を守る方法)

第7条 私たちと町は、次の方法によって、ふるさと高根沢町の環境を健全で恵み豊かなものとして守り、育てていくための活動、そして、ふるさと高根沢町の環境への負荷を軽くするための活動を行います。

- (1) ふるさと高根沢町の環境の現状を把握するために、定期的に調査を実施します。
- (2) ふるさと高根沢町に生きるすべての動植物との共生を目指して、私たちの生活を工夫します。
- (3) ふるさと高根沢町の景観が守られるように努力します。
- (4) 環境への負荷を軽くするために、これまで以上に循環型まちづくりのための努力をします。

(環境について学ぶ方法)

第8条 私たちと町は、ふるさとづくりのために、ふるさと高根沢町や環境について学ぶ仕組みをつくります。また、次の方法によって、環境について学びます。

- (1) 毎日の生活や事業活動の中で、個々人が環境について考えるとともに、環境につ

いて考え、行動する仲間づくりを進めます。

(2) 町は環境について総合的に学ぶ場を提供します。

(3) 私たちは、町が提供する学ぶ場を活用し、情報の収集と活動を行います。

(ふるさとづくりに関する情報の発信)

第9条 私たちと町は、次の方法によって、ふるさとづくりに関する情報を発信し、他の多くの人々や公共団体、民間組織と積極的な交流を進め、ふるさとづくりに活かしていきます。

(1) あらゆるメディア、情報機器を活用してふるさとづくりに関する情報を発信し、同時に情報の収集、交流を進めます。

(2) 様々な個人や団体との交流を深めます。

(環境基本計画)

第10条 町は、第3条の「ふるさとづくりの基本的な考え方」に基づいて、ふるさとづくりの具体的な活動内容や方法、目標などを盛り込んだ「環境基本計画」を策定します。計画の策定に当たっては、私たちの意見を聴き、計画に反映させていきます。

2 環境基本計画に沿って進めるふるさとづくりに関する施策や事業の取り組み状況や成果については、毎年公表します。

(ふるさとづくり委員会)

第11条 町長は、ふるさとづくりに関する調査や研究を行うために「ふるさとづくり委員会」(この条例の中では「委員会」と表現します。)を設けます。

2 委員会の委員は、15名以内で構成します。

3 委員会の委員の任期は、2年とします。委員が欠けた場合、補充された委員の任期は、欠けた委員の残任期間とします。

4 委員は、環境基本計画づくりに参画します。

5 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置きます。

(規則で定める内容)

第12条 この条例で定める内容の詳細については、別に定めます。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行します。

2 この条例は、すべての町民のみなさんの理解と参加によって、条例の目的が達成されるとの観点から、分かりやすい表現で作成しました。

3 高根沢町環境審議会条例(昭和47年高根沢町条例第9号)は、廃止します。

4 高根沢町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年高根沢町条例第159号)の一部を次のように改めます。 [次のよう]略

○高根沢町環境基本条例施行規則

平成18年12月1日

規則第30号

改正 令和2年3月27日規則第22号

(規則で定める内容)

第1条 この規則は、高根沢町環境基本条例(平成18年高根沢町条例第24号)第11条のふるさとづくり委員会の組織と運営方法について定めます。

(ふるさとづくり委員会の組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる委員15名で組織します。

- (1) 町議会議員 2名
- (2) 学識経験者 2名
- (3) 保健委員 3名
- (4) 住民自治組織の代表者 3名
- (5) 一般公募 5名

(令2規則22・一部改正)

(委員長と副委員長)

第3条 委員長と副委員長は、委員がお互いに選挙で選びます。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、委員長の代理を務めます。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となります。

- 2 委員会の会議を開くためには、半分以上の委員の出席が必要です。
- 3 委員会は、ふるさとづくりに関する調査や研究を行うために必要があると認める場合は、関係者の出席を求めて意見や説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができます。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境課環境係が行います。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に意見を聞いて定めます。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。

附 則 (令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

8 高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例 及び施行規則

○高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例

平成9年3月10日

条例第5号

改正 平成28年3月17日条例第8号

平成28年3月31日条例第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高根沢町をより美しく住みやすい環境にすることについて、この法令等に特別の定めがあるもののほか、基本となる事項を定め、並びに町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにすることによって、潤いと誇りに満ちた町づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 ごみ、空き缶、空き瓶、紙くず、廃プラスチック類、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のものをいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいう。
- (3) 再生資源 再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。
- (4) 容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装法」という。）第2条第1項に規定する容器包装をいう。
- (5) 容器包装廃棄物 容器包装法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物をいう。
- (6) 空き缶等 容器包装廃棄物、若しくは容器包装に収納した飲食物、たばこ及びチューインガム等の飲食後又は使用後において散乱性の高い廃棄物を生じる物品をいう。
- (7) 分別収集 容器包装法第2条第5項に規定する分別収集をいう。
- (8) ごみステーション 町が行う一般廃棄物の収集運搬の効率的かつ適正な実施のため

め、町民等、又は一般廃棄物の排出者が共同で設けた一般廃棄物の集積所のうち、町長に届け出て町長から認められたものをいう。

(9) 不法投棄 この条例、又は他の法令に違反して廃棄物を捨てることをいう。

(10) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(11) 環境への負荷 人の活動による環境への影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。

(12) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

(13) 町民等 町に住所を有する者及び町内に滞在する者(町内を通過する者を含む。)をいう。

(14) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。

(15) 所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者(道路管理者、河川管理者、水路管理者、公園管理者、広場管理者その他の公共用地の管理者を含む。)等をいう。

第2章 環境の美化の推進

(町の環境美化の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、不法投棄及び廃棄物の散乱(以下「不法投棄等」という。)の防止、環境の美化の推進、並びに廃棄物の適正な処理、再生資源及び容器包装廃棄物の資源化を図るために必要な施策(以下「町の施策」という。)を総合的かつ計画的に講ずるとともに、町民等、事業者及び所有者等に対して、美しい環境を守り育てる意識の啓発に努めるものとする。

(町の体制の整備等)

第4条 町は、町内の環境美化に関する状況の把握及び不法投棄等の監視等、並びに環境保全に関する現状の調査及び公害の防止の監視等が円滑に行われるよう行政執行体制を整備するものとする。

2 町長は、町民等、事業者、所有者等に対して、環境美化の推進に必要な指導及び立入調査、並びに環境保全の対策に必要な指導、測定及び検査が迅速かつ適正に行われるよう体制を整備するものとする。

3 町長は、環境美化及び環境保全に関する苦情の受付及び紛争の解決が、円滑かつ適正に行われるよう総合的な協力体制を整備するとともに、環境美化及び環境保全に関する処理にあたっては、必要に応じて県及び他の行政機関と連携して対処するものとする。

(町民等の環境美化の責務)

第5条 町民等は、地域における清掃活動を自ら実施し、廃棄物の排出の抑制、再生資源及

び容器包装廃棄物の資源化に努めるとともに、生活環境の清潔の保持及び美化に関し、町の施策に協力しなければならない。

- 2 町民等は、空き缶等の散乱を防止するため、公共用地又は公共施設、若しくは他人が所有し、占有し又は管理する土地（以下「私有地等」という。）において生じさせた空き缶等を自ら持ち帰り、又は回収容器に収容することにより、環境の清潔を保つように努めなければならない。
- 3 町民等は、ごみステーションの使用にあたっては、高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年高根沢町条例第16号）第5条第1項の規定に基づき町長が公示する一般廃棄物の処理計画に定める分別収集、町長が指定した一般廃棄物の種類別収集日及びごみステーションへ出す時間、並びに指定袋の使用等一般廃棄物の出し方、その他の必要な方法を遵守しなければならない。
- 4 町民等は、その使用に供しているごみステーションにおける廃棄物の散乱により、環境の美化及び生活環境の保全に支障をきたすと認められる場合は、そのごみステーションを清掃し、清潔を保つように努めなければならない。

（事業者の環境美化の責務）

第6条 事業者は、その事業活動によって生じる廃棄物の散乱を防止しながら、環境美化の促進について被用者の啓発に努めるとともに、町の施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器包装等が廃棄物となった場合におけるその適正な処理及び資源化が確保されるよう、廃棄物処理法、容器包装法及びその他の関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 空き缶等を販売する事業者は、店舗又は事業所、若しくは自動販売機（以下「店舗等」という。ただし、規則で定める店舗等は除く。以下同じ）の近辺に回収容器を設けなければならない。
- 4 前項に定める事業者は、前項に定める回収容器を適正に維持管理するとともに、空き缶等の散乱防止について、消費者の啓発に努めなければならない。

（所有者等の環境美化の責務）

第7条 所有者等は、その所有し、占有し又は管理している土地（以下「所有地等」という。）がみだりに廃棄物を捨てられないよう適正に管理するとともに、不法投棄等の防止を講じること等により、町の施策に協力しなければならない。

- 2 所有者等は、環境の美化を推進するため、その所有地等に散乱した、又は不法投棄された廃棄物の清掃等を実施することにより、土地の清潔を保つように努めなければならない。
- 3 道路、公園、広場、その他の公共用地又は不特定多数の利用者のある土地の管理者は、その土地使用者に対して、不法投棄等の防止を啓発しなければならない。

4 公園、広場、駅等、その他の公共施設の管理者は、当該公共施設における空き缶等の散乱防止のため、必要に応じて回収容器を設けなければならない。

(環境美化重点路線又は区域の指定)

第8条 町長は、不法投棄等の防止を図るため、環境の美化に関する施策を重点的に行う必要があると認められる路線及び区域を、環境美化重点路線又は区域（以下「美化重点路線等」という。）として指定することができる。

2 町長は、美化重点路線等を指定しようとするときは、規則の定めるところにより、これを告示しなければならない。

3 美化重点路線等の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

4 前2項の規定は、美化重点路線等の変更及び廃止について準用する。

(美化重点路線等の施策)

第9条 町長は、美化重点路線等において、不法投棄等が著しいと認められるときは、当該廃棄物を生じることとなった物品を製造し、又は販売している事業者、及び当該土地の所有者等に対し、不法投棄等を防止するため、必要な措置を講じるよう要請することができる。

2 前項に定める事業者及び所有者等は、前項に定める町長から要請された措置を講じなければならない。

3 第11条に定める環境美化推進員等は、美化重点路線等に対して、不法投棄等の監視及びその他の環境美化の推進に関する活動の強化に努めるものとする。

(禁止行為等)

第10条 何人も、みだりに道路、河川、水路、湖沼、公園、広場、その他の公共用地（以下「公共用地等」という。）及び私有地等に不法投棄をし、又は汚してはならない。

2 何人も、みだりに公共用地等及び私有地等に自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車等を放置してはならない。

3 畜犬の飼養者は、当該畜犬を飼育する場所の外に連行するときは、畜犬の糞で公共用地等又は私有地等を汚すことのないよう汚物処理用具を携帯するなど、適切に措置しなければならない。

4 畜犬又は猫を飼育し、又は保管する者（以下「畜犬等飼育者」という。）は、その飼育又は保管中の畜犬又は猫が不要になったときは、公共用地等又は私有地等に畜犬又は猫を放置せず、適正な措置を講じなければならない。

(環境美化推進員等の設置等)

第11条 町長は、廃棄物の投げ捨てによる環境の美化を損なうことを防止し、並びに町の施策の実効性を図るため、環境美化推進員等を委嘱することができる。

- 2 環境美化推進員等は、地域における美しく住みやすい環境づくりのために、町の施策への協力、及びその他の環境美化の推進に関する活動を行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、環境美化推進員等の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 住みやすい環境の保全

(町の環境保全等)

第12条 町は、第1条に定める条例制定の目的に則して、美しく住みやすい環境を守り育てることに係る基本的な施策を講じるとともに、総合的かつ計画的な環境の保全と美化対策（以下「町の保全対策」という。）に努めるものとする。

- 2 町長は、事業者が事業活動によって、環境への負荷及び公害を発生させることのないよう適切な指導を講じるものとする。

(公害防止協定の締結)

第13条 町長は、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減、及び公害の発生の防止のために必要があると認めるときは、事業者に対し公害防止協定の締結を求めることができる。

- 2 事業者は、前項に定める公害防止協定の締結に応じなければならない。
- 3 公害防止協定の内容については、規則で定める。

(町民等の環境保全等)

第14条 町民等は、日常生活から生じる環境への負荷の低減を積極的に努めるとともに、快適で住みやすい環境の保全、及びその環境を育む自然の生態系の保護のため、公害の発生の防止、及びエネルギーの節約等を自主的に行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民等は自主的に環境の美化に努めるとともに、町の保全対策に協力しなければならない。

(事業者の環境保全等)

第15条 事業者は、その事業活動に伴って生じる公害を防止するため、自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境への負荷の低減及びエネルギーの節約等を積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、公害の発生の恐れのあるものを厳重に管理するとともに、公害、環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかに誠意をもってその解決に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境保全の促進について被用者の啓発に努めるとともに、町の保全対策に協力しなければならない。

(住宅地近隣の公害防止等)

第16条 何人も、住宅地又は人の滞在する場所の近隣において、他人の迷惑となる煤煙、粉

塵、悪臭、騒音、振動の発生及び汚水の流出、その他の他人の迷惑となる行為をしないよう努めなければならない。

第4章 補則

(勧告)

第17条 町長は、第5条の第1項から第4項まで、第6条の第1項、第3項及び第4項、第7条の第1項から第4項まで、第9条の第2項、第10条の第1項から第4項まで、第13条の第2項、第14条の第1項及び第2項、第15条の第1項から第3項まで及び第16条のいずれかの規定に違反している者がいると認められるときは、当該違反者に対して、期限を定めて改善するよう勧告することができる。ただし、栃木県知事又はその他の行政庁等の長が勧告すべきものについては、この限りではない。

(命令等)

第18条 町長は、前条の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないと認められるときは、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定に基づき命令を受けた者は、当該処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができる。

(平28条例8・一部改正)

(公表)

第19条 町長は、前条第1項の規定により命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(報告の徴収)

第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町民等、事業者、所有者等及び畜犬等飼育者に対して、この条例の施行に関する報告を求めることができる。

(立ち入り調査等)

第21条 町長は、この条例の施行について必要があると認めるときは、町長の指定する職員(以下「指定職員」という。)をして、その必要とする場所に立ち入らせ、調査及び指導をすることができる。

2 前項の規定により立ち入り調査を行う指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係法令の活用)

第22条 町長は、この条例の実効性の確保のため、廃棄物処理法、容器包装法、環境基本法(平成5年法律第91号)及びその他の関係法令等の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項及び第7条第4項の規定については、平成9年10月1日から適用する。

附 則 (平成28年条例第8号) 抄

改正 平成28年3月31日条例第12号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(平28条例12・旧附則・一部改正)

附 則 (平成28年条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

○高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例施行規則

平成9年4月1日

規則第18号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 環境の美化の推進（第3条—第5条）

第3章 住みやすい環境の保全（第6条）

第4章 補則（第7条—第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例（平成9年高根沢町条例第5号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例によるものとする。

第2章 環境の美化の推進

（規則で定める店舗等）

第3条 条例第6条第3項に規定する規則で定める店舗等は、次に掲げるものとする。

- （1） 店舗又は事業所については、当該店舗又は事業所の従業員等のみ利用できるもの
- （2） 建物の内部に設置される自動販売機については、当該建物の所有者等のみ利用できるもの
- （3） その他町長が回収容器を必要でないと認める店舗等

（回収容器）

第4条 条例第6条第3項及び条例第7条第4項に規定する回収容器は、高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年高根沢町条例第16号）第5条第1項の規定に基づき町長が公示する一般廃棄物の処理計画に定める分別収集に則して、空き缶等を分けて投入できるものでなければならない。

（美化重点路線等）

第5条 条例第8条第1項に規定する美化重点路線等の指定は、町内の不法投棄等の状況、地理的条件その他地域の特性等を勘案して行うものとする。

2 条例第8条第2項に規定する美化重点路線等の指定に係る告示は、高根沢町公告式条例

(昭和33年高根沢町条例第1号。以下「公告式条例」という。)の例により、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 美化重点路線等の対象となる認定道路(道路法(昭和27年法律第180号)の第5条、第7条及び第8条の規定に基づき定められたもの)の路線名及び認定外道路、河川、水路、湖沼、公園、広場、その他公共施設等の名称並びに区間、区域、場所等を特定する所在、地番、その他表示すべき事項等
- (2) 美化重点路線等の指定年月日
- (3) その他町長が必要と認める事項

第3章 住みやすい環境の保全

(公害防止協定の内容)

第6条 条例第13条第3項に規定する公害防止協定の内容は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 公害防止協定の目的
- (2) 環境保全に係る基本的施策に関する事項
- (3) 公害防止に係る具体的施策に関する事項
- (4) 公害の被害補償に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

第4章 補則

(勧告)

第7条 条例第17条に規定する勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。

(命令)

第8条 条例第18条に規定する命令は、条例第10条第1項から第4項までの規定に違反したものについては、中止・現状回復命令書(様式第2号)により行うものとし、その他の規定に違反したものについては、勧告履行命令書(様式第3号)により行うものとする。

(公表)

第9条 条例第19条に規定する公表は、公告式条例の例により、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 違反者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (2) 違反者の住所(法人にあっては、その所在地)
- (3) 違反する法令、条例及び規則の条項
- (4) 勧告の内容
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項に規定するもののほか、必要に応じて町広報紙等に前項各号に定める事項を登載することにより、公表するものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第21条第2項に規定する身分証明書は、様式第4号によるものとする。

(指定職員への委任)

第11条 条例第21条第1項の規定による調査及び指導は、指定職員に委任するものとする。

2 町長は、前項の規定に係わらず特に必要があるときは、自ら調査及び指導を行うものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

高根沢町ごみ減量化・リサイクル推進に関するポスターコンクール

令和2(2020)年度 最優秀賞作品



小学校高学年の部

中学校の部



高根沢町環境基本計画 2016

後期計画 (2021~2025)

令和3年 月

発行/高根沢町

編集/高根沢町環境課